

2006年4月14日  
(株)三菱東京UFJ銀行  
上海支店  
国際業務部  
中国業務支援室

＜規定・手続＞  
經常項目外貨管理政策の調整について

2006年4月13日付けで、中国人民銀行より[2006]第5号公告が公布されましたので、取り急ぎ概要につきましてご案内申し上げます。

また、本公告に基づき、国家外貨管理局より関連通知が別途公布されております。

それぞれの概要及び全文仮訳につきまして以下ご参照下さい。

なお、本公告、及び通知に関する実際の運用につきましては、当局の見解を更に確認していく必要があります。今後追加の関連情報入手次第、随時皆様にご案内させていただきます。

—新通知の概要—

＜中国人民銀行公告[2006]第5号＞(2006年4月13日付)

【ポイント】

- ✓ 經常項目外貨口座につき従来の事前承認制から事後届出制とする。  
同口座の保有限度額を引き上げる。  
対外支払いのニーズがある場合、事前の外貨購入を可能とする。
- ✓ サービス貿易の外貨購入支払時の手続きを簡素化する。
- ✓ 居住者個人の外貨購入の手続きを簡素化する。
- ✓ 銀行が一定限度内で国内機関・個人から人民元資金を吸収し、国外の収益確定型商品へ投資することを許容する。
- ✓ ファンドマネジメント会社など証券経営機構が一定限度内で国内機関・個人から外貨を吸収し株式を含む対外証券投資を行うことを許容する。
- ✓ 保険会社の対外投資を緩和する。

＜国家外貨管理局の經常項目外貨管理政策の調整に関する通知  
国家外貨管理局匯発[2006]19号＞(2006年4月13日付)

【実施日】

- ✓ 2006年5月1日

【經常項目外貨口座について】

- ✓ 經常項目外貨口座の開設や変更等を行う場合、外貨管理局の事前承認取得は不要となり、外為指定銀行で直接手続きを行うことが可能となる。
- ✓ 經常項目外貨口座の外貨保有限度額は、前年度の經常項目外貨収入の80%に經常項目外貨支出の50%を加えた金額が上限となる。また、前年度に經常項目外貨収支がない場合は500千米ドルが上限となる。
- ✓ 貿易取引に関する対外支払について、関連規定で定められた必要書類に基づき、対外支払決済前に事前に人民元を外貨に交換の上、經常項目外貨口座で外貨を保有することが可能となる。

【サービス貿易に関する対外支払いについて】

- ✓ 50千米ドル以下の海外機構宛、又は5千米ドル以下の海外個人宛のサービス貿易関連対外支払時には、契約書またはインボイスを以って人民元を外貨に交換の上、対外支払いを行うことが可能となる。
- ✓ インターネットなどを通じたサービス貿易関連の対外支払時には、インターネットからダウンロードした契約書、インボイスに署名又は捺印することで、人民元を外貨に交換の上、対外支払いを行うことが可能となる。
- ✓ 現行規定で明確な定めのないサービス貿易関連の対外支払取引については、100千米ドル以下の場合外為指定銀行で、100千米ドルを超過する場合は所在地の外貨管理局で審査確認を行うことになる。
- ✓ 国際海運企業の運送費及び関連費用の対外支払は、外為指定銀行で直接人民元を外貨に交換することが可能となる。また、荷主企業は必要に応じて、運送費及び関連費用を海外の運輸企業に直接送金することが可能となる。

【国内居住者個人の外貨購入】

- ✓ 国内居住者個人の外貨購入に対して年度総額管理が導入される。
- ✓ 国内居住者個人が外貨購入できる年度総額は20千米ドル相当が上限となる。
- ✓ 年度総額内で購入した外貨は、本人名義の外貨口座への入金或いは經常項目外貨支払のいずれも可能となるが、対外送金や外貨現金引出、外貨の海外への持出しなどについては現行の関連規定に基づき手続きを行うこととなる。
- ✓ 年度総額内での外貨購入は、本人を確認する証明書を持参の上、外為指定銀行で用途を報告後手続きが可能となる。

【その他】

- ✓ 外貨管理局は情報システムを通じて外貨収支管理を行い、国際収支状況等によって經常項目外貨口座限度枠及び国内居住者個人の外貨購入年度枠の調整を行う。

以上

## 中国人民銀行公告〔2006〕第 5 号

外貨管理体制の改革を進め、貿易投資の利便性の向上を支持し、外為市場のより一層の育成と国際収支のバランスを保つため、國務院の認可を経て、外貨管理政策の一部調整につき下記の通り公告する。

- 一、企業の經常項目外貨口座の開設、変更と解約について、従来の事前許可から、銀行が外貨管理要求と商業慣習に基づき直接取扱い、同時に外貨管理局宛備案(届出)する方法に調整する。企業の經常項目外貨口座の保有限度枠を引き上げる。真実の取引の裏付けがあり、且つ対外支払需要のある企業の事前外貨購入を認める。
- 二、サービス貿易外貨購入/支払時のエビデンスを簡略化し、審査権限を緩和する。
- 三、国内居住者個人の外貨購入手続きを一層簡略化し、外貨購入の限度枠を高め、年度総額管理制度を実施する。限額内である場合、個人が本人を確認する証明書を以って銀行で外貨購入を行い、資金用途を申告する。額度超過部分の個人外貨購入については、銀行が関連エビデンスをチェックしてから実際のニーズに応じて外貨購入手続きを行う。
- 四、国内銀行の国外での顧客資金運用業務規制を緩和し、条件に合致する銀行が国内機関と個人の人民元資金を吸収して、一定の限度内で外貨を購入し国外収益確定型商品に投資することを認める。
- 五、条件に合致する基金管理公司などの証券経営機構が一定の限度内で国内機関と個人の外貨を吸収して、国外で株式を含むポートフォリオ証券に投資することを認める。
- 六、保険機構の国外証券投資業務規制を緩和し、条件に合致する保険機構が外貨を購入して国外収益確定型商品及びマネーマーケット商品に投資することを認める。外貨購入額は保険機構の総資産の一定比率に基づきコントロールする。

上記政策措置は中国人民銀行が関連部門と協力して適時に実施する予定。同時に、国際収支情勢を細かくモニター・分析し、迅速に関連政策を調整して、リスク防止、国家経済と金融の安定性の維持を図る。

中国人民銀行  
二〇〇六年四月十三日

(仮訳:三菱東京 UFJ 銀行上海支店)

## 国家外貨管理局による經常項目外貨管理政策を調整することに関する通知 匯発[2006]19号

国家外貨管理局各省、自治区、直・市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局；各中資外為指定銀行：

国内機関及び個人の外貨使用及び貿易の利便性の向上を図るため、中国人民銀行公告[2006]第5号に基づき、經常項目外貨管理政策を調整することを決定したので、下記の通り通知する：

### 一、經常項目外貨口座開設の事前許可を廃止し、經常項目外貨口座限度枠を引き上げる

- (一) 国内機関の經常項目外貨口座の開設、変更、解約について、外貨管理局の事前の審査許可を行わない。国内機関が既に經常項目外貨口座を開設しており、新たな經常項目外貨口座の開設が必要な場合は、口座開設申請書、営業ライセンス(或いは社団登記証)と組織機関コード証を持参して、直接外為指定銀行(以下“銀行”と称する)で口座開設手続きを行う；經常項目外貨口座を未開設の場合、事前に営業ライセンス(或いは社団登記証)と組織機関コード証を外貨管理局に持参の上、機関基本情報登記手続きを行う。
- (二) 国内機関の經常項目外貨口座限度枠を引き上げ、前年度經常項目外貨収入の80%と經常項目外貨支出の50%の合計額と定める。前年度の經常項目外貨収支がなく、且つ口座開設需要のある国内機関に対しては、經常項目外貨口座開設時の初期限度額を、50万米ドル相当を超過しないものに調整する。
- (三) 真実の貿易取引の裏付けがある、且つ対外支払の需要がある国内機関は、〈人民元転、外貨購入及び支払管理規定〉及びその他外貨管理法規の規定する有効なエビデンスとインボイスを以って口座開設銀行で事前に外貨を購入してその經常項目外貨口座に入金することができる。

### 二、サービス貿易の外貨購入/支払の必要証憑を簡略化し、サービス貿易の外貨購入/支払審査確認権限を調整する

- (一) 国外機関宛に5万米ドル相当以下、国外個人宛に5千米ドル相当以下のサービス貿易項目下の費用を支払う際には、国内機関/個人が契約書(協議書)或いはインボイス(支払通知書)を以って外貨購入/支払手続きを行う；上記限度枠を超過する場合、従来の規定に基づき取扱うこととする。
- (二) 国内機関/個人がインターネット等電子コマース方式を通じてサービス貿易項目下の対外支払いを行う場合、インターネットからダウンロードした関連契約書(協議書)、支払通知書に押印または署名したものを以って外貨購入/支払手続きを行う。
- (三) 法規においてエビデンスが明確に規定されていないサービス貿易項目下の外貨購入/支払については、10万米ドル相当以下の場合は銀行で審査確認し、10万米ドル超過の場合は所在地外貨管理局で審査確認する。
- (四) 国際海運企業(国際船舶運輸、NVOCC(船を所有しない運送)、船舶代理、貨物運輸代理企業を含む)が国際海運項目下の運送費及び関連費用を支払う際には、銀行で直接外貨を購入することができる。荷主は業務上の需要に基づき、直接国外運輸企業宛に国際海運項目下の運送費及び関連費用を支払うことができる。

### 三、国内居住者個人の外貨購入制限を緩和し、年度総額管理の手法を採用する

- (一) 国内居住者個人の外貨購入につき、年度総額管理を実施し、年度総額は一人毎年2万米ドル(含、2万米ドル)とする。国内居住者個人が年度総額枠内で外貨購入する場合、本人を確認する真実の証明証を以って銀行に資金用途を申告してから手続きを行う;年度総額枠を超過した外貨購入については、銀行は外貨管理規定が求める真実の需要に関する証憑を審査確認してから手続きを行う。
- (二) 国内居住者個人が年度総額枠内に購入した外貨は、本人の国内外貨口座に入金するか、経常項目外貨支出に充当することができる。海外仕向送金、外貨現金の引き出し或いは国外へ持出す場合は、従来の外貨管理規定に沿って取扱うこととする。
- (三) 国内居住者個人の年度総額枠内での外貨購入は、本人或いはその直系親族が取り扱うことができる。直系親族の場合、委託人と代理人の本人を確認する証明、親族関係証明、及び委託人の授權書を提出しなければならない。
- (四) 国内居住者個人の外貨購入については、外貨管理局による核銷(審査許可)管理を廃止する。

### 四、業務管理を規範し、監視/警告を強化する

- (一) 外貨管理局は情報システムを利用して国内機関と個人の外貨収支活動に対して監督・管理を行う。対外経済発展及び国際収支情勢の客観需要に基づき、経常項目外貨口座限度枠及び国内居住者個人の外貨購入年度枠を調整する。
- (二) 銀行は要求に基づき、国内機関と個人の外貨資金流入及び人民元転に対して、真実性の審査確認を強化し、外貨口座の開設・解約、及び外貨収支、個人外貨購入に関する情報を外貨管理局に報告すること。
- (三) 本通知の規定に違反した場合、外貨管理局が関連外貨管理法規により検査処分を行う。

本通知は2006年5月1日より施行する。本通知で言及していない事項については、現行規定に従って取扱う。従来の規定が本通知に抵触する場合、本通知の規定に従い執行することとする。

各分局は本通知を受領後、早急に所轄支局、外資銀行、都市商業銀行、農村信用合作銀行;各中資外為指定銀行本部は本通知を受領後、早急に所轄分支行宛て転送すること。執行中に問題が生じた場合、速やかに国家外貨管理局にフィードバックされ度い。

以上

(仮訳:三菱東京UFJ銀行上海支店)

## 国家外貨管理局の經常項目外貨管理政策調整についての記者会見

先般、国家外貨管理局は《經常項目外貨管理政策調整に関わる通知》を公布し、經常項目外貨口座、サービス貿易外貨転・支払及び国内居住者個人外貨購入の三項目の管理政策を調整した。記者がこれについて国家外貨管理局関連担当者にインタビューした。

### Q: 今般、3項目の經常項目外貨管理政策を調整するのは何のためか？

A: ここ数年来、改革開放及び經濟發展の需要に応じ、經常項目下の両替原則に従い、貿易の利便性向上の努力を推進し、継続的に管理を改善し、逐次外為需給関係を合理化するため、一連の措置を取って来た。具体的な措置としては、中・外資企業の經常項目開設管理政策の逐次統一、数回に亙る口座限度額引上げ、限度額超過部分の人民幣転の期限延長；サービス貿易の發展の特徴に沿ったサービス貿易下の外貨購入・支払証憑と手続の簡素化；国内居住者個人の外貨購入の限度額ガイドラインの引上げ、外貨クレジットカードを国外に持ち出し、信用で購入し、帰国後相当額の外貨を購入し返済するなどが挙げられる。上記政策調整は、一定程度、国内機構及び個人の經常項目下の外貨所有と外貨使用の需要を満たし、対外貿易と人の往来の利便性を高めた。然しながら、対外經濟發展の需要を勘案すると、制度上の制約や不便な点も未だ存在する。これに対して、国家外貨管理局は經常項目外貨管理を更に改善することを決定した。

### Q: 今回の經常項目外貨口座管理政策調整の主要な内容は何か？

A: 今回の經常項目外貨口座政策の調整の主な内容としては以下の三点があげられる。

- ① 經常項目外貨口座開設の事前審査・認可を廃止する。初回口座開設の際、機関基本情報の登記は必要であるが、それ以外では、企業が經常項目外貨口座を開設、変更及び解約する場合、銀行は外貨管理の要求と商業慣例に基づき直接処理し且つ外貨管理局に備案(届出)するだけでよく、外貨監理局による事前審査・認可は必要ない。
- ② 口座限度額の決定方法を調整し、限度額水準を引上げる。過去の限度額の決定は、国内機構の前年度經常項目外貨収入のみを根拠にしていたが、新決定方法は収入と支出構造を勘案し、従来の収入の50%または80%を基準に決定する方法から、一律前年度經常項目外貨収入の80%と經常項目外貨支出の50%との合計額とする方法に変更する。前年度の經常項目外貨収支が発生しない場合で經常項目口座の開設が必要となる国内機構は、その初回限度額は従来の20万米ドル相当額を超えないというものから50万米ドルを超えないものに調整する。
- ③ 輸入支払需要がある企業は、事前に外貨を購入し外貨口座に入金するが許可され、輸入企業は生産經營に用いる外貨手配の利便性が向上する。

今回の調整で、企業が留保可能な外貨限度額は基本的に外貨保持と外貨使用の需要を満たし、企業の輸出入活動を制限しないものとなっている。口座限度額自体を引き続き保留するのは、現段階では中国市場の發展が十分ではなく、市場化の為のコントロール手段の強化が必要であり、金融システムも未だ脆弱で、市場のマクロ基盤は未だ健全ではないためである。限度額管理手段を保留することにより情勢変化と実際の需要に対して主導的に調整することができ、穏やかな改革及び經濟金融の安定を促進することができる。

### Q: サービス貿易外為手続きの簡略化とはどのような面に見られるか？

A: 今回のサービス貿易外為管理政策の調整の中心は、サービス貿易における外貨転後の外貨支払の簡略化とその審査権限の緩和である。主な内容としては以下の3点があげられる。

- ①国内機構で5万米ドル以下、個人で5千米ドル以下のサービス貿易における外貨転後の外貨支払手続きを行う場合、関連税務証書を提出せず、契約書又はインボイスを以って手続きが可能となった。
- ②以前は外貨転後の外貨支払手続きを行う場合、5万米ドル以下は外為指定銀行、5～50万米ドルは所在地外貨管理局、50万米ドル以上は外貨管理局と3つに分けて審査を行っていたが、今回の調整により10万米ドル以下は外為指定銀行、10万米ドル以上は所在地外貨管理局分局による審査となり、外貨管理局は審査を行わないこととなった。
- ③国際海運企業は直接外為指定銀行で外貨転を行い、国際海運における運送費や関連費用を支払うことができ、外貨転における制限はなくなった。以前は荷主が委託運輸代理企業にこれらの対外支払を必ず立替払いさせる必要があったが、政策調整後は貨物主が業務の必要に応じて直接対外支払を行えるようになった。

**Q: 今回、国内居住者に対する個人外貨転管理において大きな改革があったが、主な内容としては何があげられるか？**

A: 先ず、これまでは出国期間に基づき外貨提供額をそれぞれ査定していたが、今回の調整により各人の外貨転年間総額を決定することに統一された。現時点においてこの額は2万米ドルである。次に、この外貨転手続きが大きく簡略化され、これまで各種書類の提出が必要だったのが、本人を確認する証明書と銀行に対する用途の報告だけで外貨転が可能となった。第三に、外貨転年間総額を超えて外貨が必要な場合は、その理由を証明できる書類を提出するだけで、銀行の審査確認後、実際に必要な額の外貨転ができる。第四は、国内居住者個人の外貨転における審査認可管理が廃止された。

**Q: 今回、経常項目外貨管理の三項目で政策に大きな調整があったが、この改革を進めるにあたり、リスクヘッジはどのようになっているか？**

A: 今回の政策調整において、管理の緩和と手続の簡略化による利便性の向上と同時に、監督管理、監視、統計による事前警告分析の強化に対する明確な要求も提示した。また、政策策定時においても十分にリスクコントロールを考慮した。即ち、

- ①データ化により現場の外から監督管理と監視の強化を行う。「外貨口座管理情報システム」と「国内居住者個人外貨転管理情報システム」を通じて、外貨口座と国内居住者個人外貨転に関する詳細データを収集し、これを監視することで事前警告の強化を図る。
- ②他のリスクヘッジ、リスクコントロールの手段としては、対外経済発展における客観的要求と国際収支情勢により、適宜、経常項目外貨口座限度額と国内居住者個人外貨転年間総額を調整する。個人の外貨転は本人またはその直系親族による代理手続のみを受け付ける。外貨転後の海外送金または国外持出し、外貨の現金引出しについては外貨管理に関する規定に基づき手続を行う。
- ③違法行為に対する取締りを強化し、投機活動や資金洗浄などの犯罪行為に対応する。

以上

(仮訳: 三菱東京 UFJ 銀行上海支店)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関してはすべてお客様ご自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い致します。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記して下さい。